

平成25年第4回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより平成25年第4回平取町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、2番藤澤議員と3番山田議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

本日招集されました第4回町議会臨時会の議会運営等につきましては本日開催されました議会運営委員会において協議し、会期につきましては本日4月15日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3行政報告を行います。旧王子製紙振内工場建屋の一部倒壊について。まちづくり課長。

まちづく
り課長

行政報告といたしまして旧王子製紙振内工場建屋の一部倒壊について、報告をさせていただきます。本日、図面として、現在の建物見取図を添付させていただいております。平成25年3月18日午後2時ごろ、旧王子製紙振内工場建物、全体で5323平米ございます。このうち西側の建物、見取図では黄色の斜線を引いてございますけれども、鉄骨づくり平屋建て、3866平米のうち約70%程度の屋根が倒壊をしております。倒壊の要因でございますが、例年より多い積雪に前日からの降雨が重なったことにより、屋根、建物への過重が主な要因と思われれます。現在は住民などが侵入しないよう、注意喚起いたしまして、バリケードにて包囲している状況でございます。この倒壊に伴う主な被害の状況でございますが、人命にかかわる被害はありませんでしたけれども、当該施設の一部を利用して振内地区の道路維持車両等の格納場所として利用していたことから、平取町が所有するミニホイールローダー1台、2トン積み作業車両1台が損傷いたしまして、修理で対応できない全損の状態となっております。また当工場の一部を使用して操業しております、前沢化成工業株式会社が保管をいたしました製品40数個、主に水道メーターボックスでございますが、これはそのほとんどは製品として問題なく出荷できるということでの報告を受

けてございます。また地域のイベント等に使用する道具等も保管されておりましたけれども、確認したところ現時点では大きな損傷はないといったような状況でございます。今回倒壊した部分につきましては、賃貸契約を結んでおりますサンユー化成でも製品の製造には実質的には使用していないエリアでございまして、道路維持車両はじめ地域イベントの道具等の保管場所として口頭での許可程度で使用させていたというような状況がでございます。またこのほかに近隣農家が一時的な農機等の格納場所として、所有者等の承認を得ずに使用していたという実態がございまして、トラック2台、田植え機2台、コンバイン1台をですね、格納してございまして、今回の倒壊でコンバインを除く機械につきましては、損傷がなかったというような状況ですけれども、コンバインにつきましては、倒壊した鉄骨等の下となっていることから、詳細な損傷状況は確認できていないというようなこととでございます。建物倒壊による主な被害の状況は以上のとおりでございます。この建物につきましては、昭和47年に三晃合板の工場閉鎖後、当時の王子製紙株式会社が工場を引継ぎまして、管理は契約によって平取町が行っていたというような状況でございます。前述いたしましたけれども現在2社、サンユー化成、前沢化成工業株式会社がこの建物を利用して操業を行っております。平成8年に王子製紙株式会社がこの建物を平取町に寄附したという経緯がございまして、本来はその時点で更地にして地権者に返還すべきものということとございましたけれども、工場も操業中とございまして、その必要性が生じたときに平取町が解体整理を行うことといたしまして、解体にかかる経費等4500万円を王子製紙株式会社から、当時、負担をしていただきまして、財政調整基金として積立てをしているところでございます。現在、この分の現在高ですが、利子も含めまして、4712万9千円の残高となっております。またその当時、当該建物が損壊した場合などの対応といたしましては、老朽度合い等も鑑みまして、その都度、適宜対応するというところとございまして、事務所を除く工場部分には建物災害共済等には加入してございません。今回、積雪での突然の倒壊という状況になりましたけれども、今後さらに倒壊が進む危険性があることや、建物の一部の飛散等による周辺住民への影響が懸念されるということから、倒壊建物分の3866平方メートルの建物の解体と撤去をですね、早期に基金積立金を充当いたしまして、実施する予定とさせていただきます。賃貸契約を締結しておりますサンユー化成とは、解体撤去後、新たな建物面積で再契約をすることで既に協議をさせていただいております。現在、主に工場として使用している建物も老朽化が進んでいるということから、契約上、使用者が施工することとなる補強工事等についての協議ですとか、今後、現在使用している2社の操業、経営計画等も把握しながら、場合によっては、工場建物の使用の取りやめなどについても視野におきまして、協議をしてまいりたいと考えてございます。また、当該建物用地につきましては、現在3名の地権者と賃貸契約にて使用しているところでございますが、これも撤去後の更地となる部分につきましては、面積の変更に伴う契約の変更に

ついて、関係地権者と協議を進めるということとしてございます。以上、旧王子製紙振内工場建屋の一部倒壊についての行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号平成25年度平取町一般会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

1ページをお開き願います。議案第1号平成25年度平取町一般会計補正予算第1号について説明を申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6458万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億1858万3千円とするものでございます。第2項におきましては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしてございます。それでは事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。2款1項9目企画費15節工事請負費2692万2千円の追加でございます。これは今、行政報告で申し上げましたけれども、3月18日に積雪等が要因で倒壊いたしました、旧王子製紙振内工場の倒壊建物等の解体撤去工事に係る経費となっております。鉄骨造り平屋建て、3866平米分の解体撤去を行うとしてございまして、現在、2社がこの建物を使用しておりますけれども、平成8年に王子製紙が当該建物を寄附したということでございます。本来その時点で更地にして返還するべきというところでございますけれども、工場の作業中でもありまして、その必要性が生じたときに平取町が解体をするということございまして、その当時、王子製紙から4500万円の負担をして、それを財政調整基金として積立てをしていたというところでございます。今回積雪という要因で倒壊となりましたけれども、今後さらに倒壊が進む危険性があると。それから周辺住民への影響も懸念されるということから、早期の対応が必要と考えまして、今回、補正をさせていただくものでございます。これは全額財政調整基金を充当して行うものでございます。次に、3款1項1目社会福祉総務費13節委託料2152万5千円の追加でございます。これは平成24年度国の補正に伴います緊急雇用創出推進事業制度を活用いたしまして、アイヌ文化コラボ六次化農園等新ビジネス支援事業と称しまして、六次化農園と新ビジネス展開によります、農林作業支援、観光農園運営とアイヌ文化等地域文化観光ガイド育成、アイヌ文化とコラボレーションした六次化農園等の新ビジネス企画運営などを民間事業者に委託いたしまして、雇用の創出を図りながら実施するというものになってございます。今回、北海道での事業採択が確実となったことから追加補正をさせていただくものでございます。当該事業に伴う雇用人数は5名、年間就労日数は1人当たり200日となっております。次のページでございますが、7款2項1目道路維持費1613万6千円の追加でございます。これは先ほど説明いたしました旧王子製

紙の振内工場の建物の一部を道路維持車両等の格納場所として利用していたことから、今回の倒壊によりましてミニホイールローダー1台、2トン積作業車両1台が損傷いたしまして、修理では対応できない全損の状況となったことから、新たな同型の車両等を購入するための費用となっております。内訳は、12節役務費手数料、車検登録手数料4万5千円。保険料、これは自賠責保険料と共済負担金4万9千円の追加と、それから18節の備品購入費1604万2千円、これは内訳といたしましてミニホイールローダー609万7千円、作業車両913万5千円他となっております。なお、この予算の財源といたしましては、車両保険、共済掛金、680万円を充当することとしてございます。次に歳入をご説明いたしますので、4ページをお開き願います。15款2項2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金2152万5千円の追加でございます。これは緊急雇用創出推進事業補助金でございまして、アイヌ文化コラボ六次化農園等新ビジネス支援事業に充当される補助金となっております。充当率は100%となっております。次に18款1項1目1節平取町財政調整基金繰入金2692万2千円でございますが、この追加といたしましては旧王子製紙の振内工場解体撤去に充当するというもので、平成8年に王子製紙が負担した分を積立てた基金と、24年度末で4712万9千円の残高から取り崩すものでございます。次のページで19款1項1目1節繰越金933万6千円は、今回の補正の一般財源として見込むものでございます。20款5項1目2節雑入680万円の追加でございます。これは建物倒壊に伴う車両全損に対し支払われる自動車事故共済金680万円となっております。以上議案第1号一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。3番山田議員。

3番
山田議員

6ページ、歳出の2款1項9目企画費でございます。建物解体撤去工事ということで予算出ておりますけども、まず一つ目としましてですね、基金が4712万9千円あるということでこのなかのお金を使用するということでございませうけれども、残り運良く西側の建物ということの説明でございますけども、東側にも同じような年数の建物がありまして、この辺の費用、建物の解体についても、同じように計画を練ったらどうかという気がしますし、同じような年数おそらく経ったものだと自分では理解してるんですけども、この辺のことについてはこの基金のなかでできる、将来的にできるのか、また近い年数のときに実行されるのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。基本的に平成8年当時の王子製紙との約束といいたしうか、その時点では現在ある建物をすべて撤去するときに負担していただいたというような基金でもございますので、残った建物がですね、これから2社の操業計画ですとか、それから経営方針とかですね、いろんなものがございしますので、その辺も勘案しながら逐次、協議をさせていただくということになりますけれども、いろんな状況で解体するとなった場合はですね、今回充当した残りの基金をさらに充当して、解体撤去等を行うということになろうと考えてございます。

議長

山田議員。

3番
山田議員

この建物は自分も前に一般質問のなかで空き家対策条例をつくったらどうですかという意見のなかで何点か質問されてちょっと一部訂正するような質問も誤解を与えるような質問をしたわけですけども、まあこれ平成8年に平取町で一応管理しているということなんですけども、東側の建物も同じような危険性があるということですね、今この業者がもし使いたいと協議のなかでなると当然危険な建物ということで認識せざるを得ないんじゃないかという気がしております。それでできるのであれば、近いうちにこの東側の建物もこの基金を使って撤去したらどうですか、と思うんですけども。さらにそれと西側の建物の先ほどの説明のなかで、一応管理者平取町ということですが、バリケードも張っておりますということなんですけれども、そのなかにおいても今朝見てきた限りでは強風でバリケードも倒れて何の意味もなさないような管理の仕方ということで少しこの辺についてもちょっとだらしがないんじゃないかなっていう気はしておりますので、その辺の考え方も一緒にご回答願いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

残った部分の建物の対応といいたしうか、今回こういう倒壊がありましてですね、改めて、残った分につきましても、見させていただいたという状況でございすけれども、確かに建設時期が同様の時期ということでございまして、かなり今使ってる部分はまだ天井の部材なんかもはってある状況でございすますが、それもかなり落ちていたというような状況もありましたので、行政報告でも報告させていただきましてもその辺のですね、今後その2社が操業を続けるということであれば、契約上はですね、その建物の維持管理補強等については実質的に使用している方がやるというような契約になっておりますので、その辺、どういような対応できるかということで、また操業している関係業者と協議をさせてもらえればなと思っております。本当に今後ですね、危ないというような状況をずっと続けるというわけにもいきませんので、その辺の解体撤去も視野に入れたといいたしうか、そういうところでの話も協議を

させていただきたいというふうに思っております。あとバリケードにつきましてははですね、私たちも何回か見ておりますけれども、強風等で最近ちょっと風が強い日等もあって倒れていると。直してもまた倒れるというようなこともありまして、さらにその辺はですね、解体工事が始まるまでしっかり対応させていただきたいと思っております。

議長 ほかございませんか。6番松澤議員。

6番 松澤議員 2款1項9目企画費の、ただいまとちょっと関連するのですが、解体撤去することなのですが、そのあとの土地ですけれども、使うことがないことで、地権者の方にお返しするののかということと、あと管理者が町ということで近所の農家の方が入れていた機械ですね、その修理というのは個人でやっていただくということになっているかということを知りたいのですが。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 土地に関しましては、今回の解体工事で全く3600平米分、更地にしたいというふうに考えてございますので、以前ももっと広いかたちで使用していたところを徐々に徐々に縮小して、その都度土地も整理してきたという経緯もございますので、関係地権者にはですね、その都度、協議をしながら理解をしてその工場分にあった土地での、新たな賃貸借契約を結びたいというふうに考えてございます。それから、あとは個人の農機具等の破損なんですけど、ちょっと先ほども言いましたが、コンバインがですね、どのような状況になっているか、鉄骨がかぶさっております、ちょっと不明なところもありまして、そのご本人とはいろいろ協議をさせていただいて、こういう状況でもあるんで、基本的にはそういった賠償といいましょうか、そういうものには、平取町は対応できないということで、確認はさせていただいてございます。

議長 松澤議員。

6番 松澤議員 今の続きなんですけども、町の車両がこの中に置いてあったということですが、購入後はその車両はどこに置くことになるのかお聞きしたいと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 ここの倒壊した場所につきましては振内地区の、特に冬場の除雪に使うという大型のミニショベルローダー1台、通年通してそこに保管しております。あと通常的大型車両についてはすべて本町で管理をしております。たまたまこの日、なぜそういう状態になったかということなんですけれども、振内、貫気別だと

かそういうところに行って通常道路の維持管理、路肩の除雪作業等でやる場合ですね、2、3日固定して連続的にやる場合があります。その場合グレーダーだとか大型ショベルローダーについては、自走で行くものですから、移動にかなり時間がかかるということで、車両については朝移動したら2、3日そこに保管しておいて作業員だけが行って作業して終わったらまた、本町へ下げると、そういうシステムでやっておりますので、通常は、保管してるといことはございません。たまたま保管したときに、そういうふうになったということでございます。そういうことで今後なくなった場合については振内に置いております大型ショベルローダーについてははですねまた新たに保管場所については、検討したいというふうに考えております。

議長

ほかございませんか。10番千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉です。同じく工事請負費に関係する15節の部分でありますけども、1点は地権者3名ほどいるということなんですけども、更地にしたあとの地権者のあるいはその事前協議含めてのことなんですけども、考え方、対応は中身ははたしてどうなのかな、更地にしてくれてどうもありがとうというかたちの部分だけではおさまりがどのようにつくのかなということをやっと心配しておりますのと、それと周辺、今までも工場でこれは前沢化成さんのほうとサンユー化成さんのほう両方のものだとは思いますが、かなり私も現場、中はちょっと入れないんですけども、危なくて、倒壊して立入禁止ということなものですから、周辺にある機材とかごみとかですね、あるいはその散乱しているような状況にある今現在の産廃処理しなくてはいけないだろうと思われるようなごみも含めてですね、これはどのように区分して、まあ今現在動いている前沢さんそれからサンユーさんの部分は当然自前処理ということになると思うんですけども、先ほど周辺住民という言葉も出ておりましたけども、環境整備ということもあるとは私は考えておりますけども、そう言った今現在も倒壊する前から置いてあるようなごみに対する考え方、この際、せつかく工事請負費で解体するわけですけども、どのように考えてるのかなということが1点、それとですね、もう1点は、やはり解体に当たって私もちょっと外側から見てたら、中にもまだ何ですか、コンバインがちょっとどういう状況にあるのかわからないということであるんですけども、相当これは撤去工事をするに当たっては、かなり危険を伴う工事だなというふうに私自身認識をしております。今後当然入札になって落札した解体業者が決まればですね、その辺の解体手順、安全指導に対してはこれは相当、注意をしないといけないと、それこそ今回の災害で人災には至らなかったということで不幸中の幸いというふうに考えておりますが、業者に対しては二次災害が起きることのないような徹底した指導に基づいてですね、解体工事に当たっていただきたい、あるいはその産廃工事に当たっていただきたいというふうに思っておりますけども、その辺の考え方もあわ

せて今3点聞きましたけども伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

1点目、2点目につきまして私のほうから答弁させていただきます。まず地権者のことでございますけれども、まだですね詳細、具体的なものに関して言えば、地権者等に協議をしてるという状況ではございませんが、現在3名の方の土地を使用させていただいているということでございまして、地籍図等から見ると、それぞれ3名の方がすべて関与するような状況になってございますので、平成8年当時も王子製紙さんとのいろんな協議のなかで、敷地を縮小させていただいたという経緯もありますので、この辺、平取町としての管理上の問題からやはり当初の基本としては更地にして返すべきというところが基本でありましたので、この辺さらに、需要等ご理解いただくようなかたちで協議を関係地権者に進めさせていただければというふうに思っております。それからごみに対する考え方でございますが、ご質問にもありましたが今操業している2社の産業廃棄物につきましては当然その事業者が処理を行うということで、それも今回機会ということで、確認をさせていただきたいと思っております。それから倒壊した部分にあるイベントのものですとか、中にはいろいろですねゴミと称されるようなものも入っておりますので、極力その所有者を限定して、確認をしてですね、基本は所有者が処理をするというようなことにさせていただければなと思っております。どうしても所有者が判明できないというものについては、場合にもよりますが、おおむねこの工事請負費の中で対応できる分については対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

解体に伴う産業廃棄物の処理方について今遠藤課長から申し上げたとおりでございます。基本的には建築リサイクル法に基づくコンクリート、鉄、木材、アスファルトの4項目については、適正なリサイクル法に基づいて処理しなさいということで設計書のなかにも予算組んでおります。そういうものについては地元の業者でも処理できるのもありますし、町外の産業廃棄物の処理場へ持って行くのもあります。そういうことで積算上適正な処理のかたちになるようにできあがっております。実際これから解体については近々発注をする予定でおります。そのなかで、今議員さん心配されておりました解体については十分危険性が伴うということもありますので、基本的に飛散防止ネットを設置してやるというのが解体の基本ですので、その辺事故等十分ないようにですね、発注して業者が決まった段階で指導等を徹底してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

議長

ほかございますか。千葉議員。

10番
千葉議員

もう1点ちょっと項目かえますけども、3款1項1目社会福祉総務費の13節委託費についても伺っておきたいと思います。アイヌ文化コラボ六次化農園等新ビジネス支援業務委託料と非常に長い名前の中身のこと私は、まあ大体どのようなことであるということは承知はしておりますけども、この国と道の財源ということで100%確保できて進めるということでもありますけども、私は雇用を生み出していくという部分ではおおいに期待をしているところでもありますし、将来のアイヌ文化の発展、それから推進についても町づくりへの取り組みについても一定の理解を示してこの事業、進めていくものというふうな理解もしておりますけども、最も大事なことはこのお金を2100万ほどの委託料も含めてなんですけども、委託先も含めてなんですけども、これを将来のですね町づくりに対してどのような将来展望として活かしていこうとしているのか。これが単発の事業でこの部分である程度の一定期間過ぎたら、はい終わりましたというようなかたちにならないような活かし方についてですね、どのように考えているのか理事者側の考えをきっちり伺っておきたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、それではただいまの千葉議員のご質問にお答えしたいと思います。この事業の内容につきましては議員がおっしゃるとおり、緊急雇用創出ということになりますので、一つは失業者向けの対策事業ということで、いわゆるつなぎ雇用の一環ということになります。ただ、ご指摘のとおり、このことを進めることによりまして、今後もその雇用が継続していく、そういうような取り組みとしてつながる必要があるのではないかとというようなことがご質問の趣旨かなというふうに捉えております。私ども町といたしましても、このような事業を進めるに当たりましては、平取町地域活性化協議会、これは従前にもお話をしておりますけれども、経済団体6団体のなかでさまざまな協議を進めて将来の平取町の展望にどうつなげていこうかという考えを示しているところでございます。そのなかの一つに、地場の方々が働く場をどう確保できるかというようなこともありますので、その一つとしてですね、これを位置づけていきたいと。今回のこの雇用創出事業につきましても、平成24年度の国の補正予算ということではありますが、一つには、従前のつなぎ雇用に加えて、将来的に地場での働く場ができて、そこで継続して働けるようなそういうものについて支援をしていきたいという考え方が示されておりますので、ご指摘のようなことを視野に入れて、考えていきたい、平成26年度以降も雇用がつながるような、そういうものとしてこの事業を活用していきたい、このように考えているところでございます。私のほうからの説明は以上でございます。

議長

千葉議員。

10番
千葉議員

事業主旨その他将来展望についてはおおよそだいたいご答弁いただいたというふうには思ってますけども、私は二風谷のですね、びらとり温泉の改修含めて、それからまあ二風谷の地域というの、今後のやっぱり平取町の発展のため、あるいは交流人口を拡大していく、それから平取町をいかに内外含めてですね、アピールできるかというやっぱり総合的な捉え方としてこの事業もやっぱり捉えていっていただきたいなというふうに強く思ってるわけですけども、今課長のほうからのご答弁あったとおり、平成26年度以降もですね、継続して努力して何とか雇用も継続させていきたい、そういった事業に拡大していきたいという希望もあると思うんですけども、できれば町長、副町長あたりからのその辺の地域の政策的なことを総合的な町づくりのことも関連してると思いますので、今後の二風谷地区の温泉の単発の事業ということの発展だけでなく、こういったことも含めて、この地域のあり方についてどのように考えているのか、総合的な考えがあれば、今、この場で伺っておきたいと思えます。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、私も常日頃から申し上げておりますように、基幹産業については、しっかりと、特に農業については、しっかりとですね、強い農業が進められていることは、ご承知のとおりでございますけれども、しかしながら人口減少がやはり加速化しているということでは、やはり基幹産業だけではですねこの町そのものが、沈滞化していくというようなこともございますので、常日頃から申し上げているのは、やはり地域資源である農産物、食とそれから平取沙流川流域に息づいてきた文化、そして豊かな自然、これらの連携をしながら、観光産業を進めながら、交流人口の拡大を図っていくことが一つと、もう一つは、やはり農畜産物に付加価値を高めながらですね、六次化を進めていきたいというようなことで考えてございます。今年度におきましても、特に、昨年実施いたしました二風谷の分譲宅地の関係も一つの定住の関係でございますし、また、札幌地区からの無料シャトルバス、これもトータルとしては、70回ほどですね、こちらのほうに来ておおいに平取町を知っていただくというようなこともございますし、さらには、市民農園というかたちで、いろんなかたちで、平取をPRしながら平取を多く知っていただくと、そういうかたちにですね、できるところから取り組みながらやはり人口減少に何とか歯止めをかける、増やすというよりは歯止めをかけることに取り組みをしたいというようなことで、現在、地域活性化協議会ということで、各種団体ですね、トップが集まっていますね、そういうなかで、先ほど申しました、温泉の施設整備もそうでありまして、本当に町民の憩いの施設イコールですね交流人口の拡大も図りたいということで現在取り組

みをしてございますし、また新しい取り組みとしては民間の賃貸住宅についてもやはり居住環境を整備することによって、ここに住んでいただくということであらゆる対策を講じておりますし、また、少子化対策も他に差別化したなかで取り組もうということで、やれるところから、緊急度の高いものからやっていきたいということで、今回のアイヌ文化のコラボ六次化農園等のビジネス支援業務委託についても、これは一つの緊急雇用、つなぎ対策ではございますけれども、こういった将来の輝く平取未来につないでいきたいとそういう思いでこういった要請をしたところ、非常に感度良く、ぜひ予算をつけますということで、いただいたことから、今回補正をさせていただいておりますので、ご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長 ほかには質疑ございますか。山田議員。

3 番 山田議員 7 ページの歳出の土木費、道路維持費ということでミニローダーと車両の購入ということで、一つ目の質問としてこれを新車で購入するのかなどかの確認と、それとですね、先ほど来から関連して質問ばかりでているんですけども、こういうところに置いたことへのやっぱり認識がちょっと甘かったんじゃないかなという気がしております。おかげでこうしてミニローダー、車両をお金出して買うということは、非常に感覚からいうと無駄遣いというような気がしてなりません。さらには、昨年一般質問した、副町長のやりとりのなかで廃屋が空き家なのかという議論のなかで、いや使ってる以上は廃屋ではないという認識を副町長もっておられたなかでこういう事故が起きたということはやっぱり、まあ何の被害もなかったらなんともなかったんですけどやはりもう少しこういうものに対して町側でも認識を持ってね、こういうものを保管しておくならおくというところのやっぱりそういう感覚が少し薄れたんじゃないかということと、今後東側の建物も今後検討して壊していくという考え方というんですけども、この辺に関しても、当然ながらその廃屋空き家の感覚ではなく、やはり使用される場合にはやっぱりそれなりの対策、対応をやっぱり管理者の平取町として、考えていく必要があるんじゃないかなっていう気はしておりますのでこの辺の購入を考えているなかでの町側としての責任、またさらにはこの建物に対するやはり認識をもう少し高く持ったほうがいいんじゃないかっていうことのを考え方をどのように考えてるのか、副町長のほうからちょっとご答弁願いたいと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 まず1問目の車両の関係についてご説明させていただきたいと思います。倒壊に伴ってミニショベルと2トンのパトロール車兼作業車が押しつぶされたということで2トン車につきましては全くの全損で完全に押しつぶされているとい

うことで修理は不能ということで全くの全損でございます。そういうことで、新たに新しく購入というかたちになります。ミニショベルにつきましてもほぼ2トン車と同じように、全損というか押しつぶされてるということで、ただしですね、ミニショベルの場合は、ハイド板、除雪のですね、ハイド板、プラウのですね、については使えるということ。それとたまたま冬タイヤで行ってますので、夏タイヤについてはこちらで保管してるので、そういうのは全く使えるということで、同じ車両を買えばそれは使えるので、安く買えるということで、修理すればそれ以上のお金がかかりますので2台とも新規購入になりますけど、ミニショベルの場合についてはそういう使えるものが一部ありますので、少しは購入経費については削減になってるかというように思っております。以上でございます。

議長

副町長。

副町長

それでは私から後段のほうのご質問に答えさせていただきたいと思っております。まず、この建物の利用なんですけども、前段建設水道課長がご説明したとおり振内に置いてあるショベルローダーの格納庫として利用をしておりました。これ平成17年から継続的に利用してたということでございます。また今回、この損傷した車両2台については短期的に振内地区の除雪のために、ちょうど振内地区に上がってたということで、たまたまそこに格納してたときに屋根が崩落したというような状況で、常時利用していたということではございません。ただですね、町の施設のなかで大型機械を格納できる場所がこの場所しか残念ながらなかったということでこういう利用をさせていただいたというような状況になっております。正直言って、今年の冬にこういう事故が起きるという想定はですね、今までの利用の経過から想定をしてなかったというようなことで本当に何と申しますか、思慮が足りなかったのかなというふうに反省をしているところでございます。ただですね、今回のこの事故、人身に絡む事故がなかったというのが不幸中の幸いなのかなというふうに思っております。このようなことで、昨年一般質問のなかで、廃屋の処理について山田議員とのやりとりがありましたけども、この建物につきましては既に利用されている状況で一般的には廃屋という表現ではないですよという言い方をしましたけども、確かに、老朽化、かなり老朽化してたというような状況になっております。そういうようなことで、残った現在サンユー化成で利用している部分につきましても、これもまちづくり課長から説明したとおり、本来、利用者が補強工事をできるのであれば、利用者に補強工事していただいて、できないとすれば、その辺のところ業者と協議をして工場をどこか別なところに求めるのか、どうするのか、その辺について協議をしてまいりたいというふうに思っております。どちらにしてもですね、町の管理施設ということで、これらが建物の解体工事、それと車両の購入、工事費併せて、約5千万近い金額がかかるというようなこ

とになっております。これらについてはですね、先ほども申しましたとおり、少し見きわめが少し甘かったのかなというふうに思っております。そういうようなことで何とかですね、これらについてはできるものであれば整理をしていきたいというふうに思っております。また昨年的一般質問にありました廃屋の処理の関係につきましても、一般質問のときにもお答え申し上げましたとおりですね、廃屋の状況把握がまず、先決でございまして、実態調査を現在進めております。このなかで、今後どう対応していくのか、検討させていただきたいというふうに思っておりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ほかございせんか。それでは、ないようですので質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありせんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第1号平成25年度平取町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第5、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書8ページをご覧ください。報告第1号平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。平成25年専決処分第1号平取町税条例の一部改正につきましても、平成25年3月30日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。それでは、平成25年専決処分第1号平取町税条例の一部改正につきましても、その専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものであります。主な改正内容といたしましては、1点目としまして個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長し、平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充することとしたものであります。2点目としましては東日本大震災に係る津波により、甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除等の措置を平成25年度においても継続することとしたものであります。最後に3点目としまして、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しにあわせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行うこととしたものであります。それでは条文の改正内容の主な

ものについてご説明申し上げますので、15ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。はじめに54条第5項の固定資産税の納税義務者等及び次の16ページの第131条第4項の特別土地保有税の納税義務者等の規定であります。これについては既存の特例措置等のうち、独立行政法人森林総合研究所が行う、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置並びに農用地総合整備事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置を廃止したものであります。次に附則第3条の2延滞金の割合等の特例及び、17ページの第4条の納期限の延長、いわゆる徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金の特例の規定であります。冒頭にも申し上げましたとおり、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しにあわせ、利率の引き下げを行うこととしたものであります。次に18ページの中ほどにあります附則第7条の3の2の個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除については、適用期限を4年間延長し、平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充することとしたものであります。その下の附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例についてですが、市町村民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り特別控除限度額の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算することとしたものであります。東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特例措置法により、復興財源を確保するため、平成25年から平成49年までの間、復興特別所得税が課されることとなったことによるものであります。次に19ページをご覧ください。附則第10条の2、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合についての規定であります。追加された第3項は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された協定倉庫について、固定資産税の課税標準を締結後5年間はその価格に3分の2を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとしたものであります。次に22ページをご覧ください。附則第22条の2の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の規定であります。東日本大震災により居住用家屋が滅失したものの相続人がその家屋の敷地等を譲渡した場合にその家屋を被相続人が取得していた日から所有していたものとみなし、長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとしたものであります。次に23ページの表であります。恐れ入りますがここは改正部分ですので全文字に下線をしていただきますよう訂正をお願いしたいと思います。続いて24ページをご覧ください。附則第23条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の規定であります。東日本大震災により居住用家屋が滅失して、居住できなくなった納税義務者が住宅の再取得または増改築等をして平成26年4月から平成29年までの間に居住した場合の控除限度額を拡充することとしたものであります。続いて議案に戻っていただきまして13ページをご覧くださいと思います。附則

といたしましてこの条例の施行期日は平成25年4月1日から施行するものでございますが、第1号に規定されています改正規定及び次条に規定されています改正規定については平成26年1月1日に、第2号に規定されています改正規定については平成27年1月1日から施行するものであります。次に第2条は延滞金に関する経過措置について、第3条は町民税に関する経過措置について、第4条は固定資産税に関する経過措置についてそれぞれ規定しているものであります。以上で説明を終わらせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、報告第1号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第6、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書26ページをご覧ください。報告第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。平成25年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、平成25年3月30日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。それでは、平成25年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分理由をご説明申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、従来、国民健康保険に加入していた75歳以上の方についても、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することとなりましたが、制度創設時に75歳以上の方、または制度創設後に75歳に到達する方については、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者の国民健康保険税が負担増とならないよう、特例措置を講じてきたところであります。この特例措置は後期高齢者医療制度への移行後5年間の措置とされていたことから、平成25年度以降、これらの措置の適用を受けられなくなる世帯が生じてくるため、特例措置の恒久化及び延長を行うこととしたものであります。具体

的には1点目としまして、世帯別平等割額の軽減措置に係る基準額の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後5年までの間に限り移行した方を含めて算定している措置を恒久化するとともに、2点目としまして後期高齢者医療制度への移行により2人世帯から単身世帯となる世帯の世帯別平等割額を移行後5年までの間2分の1軽減する措置を講じてきたところですが、移行後6年目から8年目までの間の3年間においても4分の1軽減する措置を講じることとしたものであります。それでは条文の改正内容につきましてご説明申し上げますので29ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第5条の2は国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を規定したものであります。先ほども申し上げましたとおり、従来、世帯類型を特定世帯以外の世帯と特定世帯の二つに区分していたものを新たに特定継続世帯を加えた三つの区分とし、特定継続世帯の定義を後期高齢者医療移行時のここで言う特定月から5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までにあるものと規定し、特定継続世帯の平等割額を特定世帯及び特定世帯以外の世帯の平等割額から4分の1を減額した2万1千円と規定したものであります。同じく次の7条の3の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の規定についても、特定世帯以外の世帯と規定されていたものを特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯と規定し新たに特定継続世帯を加え、その平等割額を3750円と規定したものであります。次に第23条の国民健康保険税の減額規定についても、同様に第1号イの(ウ)、エの(ウ)、次の30ページのですね、第2号のイの(ウ)、エの(ウ)、次の31ページの第3号イの(ウ)、エの(ウ)、それぞれに特定世帯以外の世帯と規定されていたものを特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯と規定し、新たに特定継続世帯を加え、その額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額から4分の1を減額した額とするものであります。次に附則第15項の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例は、東日本大震災により居住用家屋が滅失したものの相続人がその家屋の敷地等を譲渡した場合に、その家屋を被相続人が取得をしていた日から所有していたものとみなし、長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとしたものであります。次にこの一部改正による税収等への影響についてですが、本日配付の資料をもとにご説明を申し上げます。この表の見方ですけれども、上の表が国保医療分、下の表が後期高齢者支援分となっておりまして、それぞれ表の上段が軽減世帯以外の世帯、下段が軽減世帯となっておりまして、現行制度に新たに特定継続世帯を加え、その税収影響額を仮に算出したものであります。世帯数については太枠に記載されている特定継続世帯は見込み数値でありまして、それ以外の世帯の数値については平成24年度の賦課確定数値を使って仮に試算をしているところでありまして、次に減額される金額欄ですが、先ほど新旧対照表でご説明をした金額となっております。それぞれ世帯類型ごとに特定世帯は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯から2分の1を減額した金額、特定継続世帯は4分の1を減額し

た金額が軽減されることとなっております。次に軽減後の平等割額ですが、軽減世帯以外の平等割額があくまでも基本となりますことからそれぞれ世帯ごとに軽減世帯以外の平等割額、この表でいきますと、国保医療分でみますと特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で2万8千円、特定世帯で1万4千円特定継続世帯で2万1千円、後期高齢者、下の表でみると、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が5千円、特定世帯が2500円、特定継続世帯が3750円ということで、それぞれこの額が基準額となるということになっております。この金額から軽減世帯の減額される金額を差し引いた額が軽減後の平等割額ということになります。したがって世帯数に減額された金額を乗じて得た額が軽減額となり、世帯数に軽減後の平等割額を乗じて得た額が平等割額の合計となっております。それで国保税収入額への影響ですが、軽減額の一番下段の数値となりまして、国保医療分で20万5800円、後期高齢者支援分で3万6750円となりまして、合計で24万2550円と試算をしているところであります。以上のことからですね、今回の一部改正による減収への影響は、今回の改正に限って言うとそれほど影響がないものと考えているところでございます。次に議案に戻っていただきまして、28ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例の施行期日は平成25年4月1日から施行するものでございますが、附則第15項の規定については平成26年1月1日から施行するものであります。また第2条の適用区分において、改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は、附則第15項の規定を除き、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものであります。以上で説明を終わらせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、報告第2号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案1件で原案可決1件、報告2件で承認2件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成25年第4回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉 会 午前10時38分)

